

平成27年度 低公害車普及促進対策費補助制度【国土交通省 申請手続きフロー】

登録予定日 27年4月1日から27年12月31日

登録予定日 28年1月1日から3月31日

実績申請

通常申請

交付予定枠申請

事業者申請(買取り・リースともに1台毎に申請書を作成)
申請期間: 27年9月1日から9月30日まで

※申請申込台数全てが補助対象とならない場合あり

【交付予定枠の内定通知書】を取得(内定の有効期間:登録予定日から30日以内)
注)車両登録日(予定日)による、その後の申請方法(「①実績申請」か「②通常申請」)を要確認

①

<内定通知を受けたものに限る>

②

●4月1日から10月31日の登録

内定通知が届き次第、27年11月27日までに
実績申請

●11月1日から12月31日の登録

車両登録日から、30日以内に実績申請

※登録日が遅くなる場合は、交付予定枠申請に記載した
車両登録予定日より30日以内に登録すれば有効

27年11月4日から11月27日までに
通常(事前)申請し交付決定を受ける

実績報告

車両登録日から、30日以内に実績報告
※28年4月1日が最終期限

国土交通省より額の確定通知後、補助金が交付される